

平成29年度事業計画書

(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

八女市社会福祉協議会基本構想・基本計画

□ まちづくりの推進目標（基本構想）

だれもが自分らしく生きるために ともに支えあい

こころ豊かに 安心して暮らせる 福祉のまちづくりをすすめよう

□ まちづくりの基本方針（基本計画）

- ① 誰もが安全に、安心して暮らせる福祉のまちづくりをすすめます。
- ② 活動の主体と場を、「住民」と「小地域」に求める小地域福祉活動を展開します。
- ③ 在宅福祉サービスを通じて総合的な生活支援を行います。
- ④ 「お互いさま」と支え合える参加と協働の輪をつくります。
- ⑤ 住民一人ひとりの権利を尊重する事業に取り組みます。
- ⑥ 思いやりのこころを育むまちづくりをすすめます。

平成29年度事業計画書

基本方針

これまでの公的な福祉サービスは、高齢者・障害者・子どもといった対象者ごとに、典型的と考えられるニーズに対して専門的なサービスを提供することで福祉施策の充実・発展に寄与してきた。

しかしながら、介護保険法、障害者総合支援法、子ども・子育て支援新制度及び包括的な支援を謳った生活困窮者支援法など、各制度の成熟化が進む一方で、人口減少、家族・地域社会の変容などにより、既存の縦割りのシステムには課題が生じている。

今般、一億総活躍社会づくりが進められる中、福祉分野においても、パラダイムを転換し、福祉は与えるもの、与えられるものといったように、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」を実現する必要がある。

具体的には、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組んでいただく仕組みを作っていくとともに、地域づくりの支援と、公的な福祉サービスへのつなぎを含めた「丸ごと」の総合相談支援の体制整備を一層進めていく必要がある。

これらの具体策の検討を加速化するため、新しい定款のもと地域共生社会の実現を基本コンセプトに位置づけた「八女市地域福祉活動計画」を作成し、まずは平成29年度の新介護保険法の改正による新しい地域支援事業特に生活支援体制整備事業について、市内にある各社会福祉法人、医療法人、NPO法人、支援事業所、行政、地域包括センター、民生委員・児童委員及び未来づくり協議会など関係機関と横断的に幅広く連携して事業推進に努める。

1 重点目標（基盤整備）

- (1) 見守りネットワーク活動やふれあいいいききサロンの支援など、住民参加による小地域福祉活動の推進と地域の支えあいを基本とした福祉のまちづくりを推進する。
- (2) 地域介護予防活動支援事業を継続しながら、地域ぐるみで健康で生きがいのもてるまちづくりを推進する。
- (3) ボランティアコーディネートの機能強化及び支援ボランティアを育成することで、安全・安心に暮らせるまちづくりを推進する。
- (4) 福祉総合相談センター事業及び生活困窮者の相談支援事業の実施により、関係機関との連携のもと、ニーズに対応した適切な支援に努める。

【新規・拡充事業】

事業名	内容
生活支援体制整備事業（新規）	生活支援コーディネーターの設置と活動
介護予防・日常生活支援総合事業（新規）	介護予防活動による健康と福祉のまちづくりを推進
八女市社会福祉法人連携事業（新規）	連絡会の開催と法人による地域貢献と福祉の推進
日常生活困窮者支援事業（拡充）	フードバンク事業及び学習支援の取り組み
福祉総合相談センター事業（拡充）	地域包括支援センター、関係機関及び支援者との連携
ボランティア活動事業（拡充）	災害時の相互協力協定団体との連携と研修会の開催
福祉教育推進事業（拡充）	福祉への理解と支え合いによるまちづくりを推進

2 実施計画

総務部門、地域福祉活動部門、在宅福祉事業部門、施設管理部門も含めて互いに連携を図りながら、各事業を進めるよう努めます。社協が推進する地域福祉活動の主体と場を、住民と小地域に求め、住民の主体的な活動を支援し、日常生活圏域における相談から支援まで一体的、総合的な（制度によるサービスのみならず、インフォーマルな支援活動もあわせて。）活動の展開をめざします。また、本所・支所のそれぞれの地域特性を考慮し、円滑な事業展開に努めます。

(1) 総務部門

- ア 理事会
- イ 評議員会
- ウ 監査
- エ 委員会
 - (ア) 福祉サービスに関する苦情解決委員会
 - (イ) 評議員選任・解任委員会（新規）
 - (ウ) その他
- オ 諸規程の制定
- カ 人事、給与
- キ 予算、決算、及び経理
- ク 財産の管理、物品の保管
- ケ 社協会員制度

(2) 地域福祉活動推進部門（ふれあいのまちづくり事業）

① 福祉総合相談センター事業（拡充）

- ア 本所・各支所に福祉総合相談センターの設置
- イ 子供から高齢者、障害者、一人親家庭、生活困窮者等の様々な相談対応及び関係機関との連携
- ウ 関係機関との学習会（研修会）への参加及び実施

② 暮らしの相談事業の実施

- ア 心配ごと相談事業
- イ 法律相談事業
- ウ 司法書士相談事業

③ 小地域福祉活動の推進

- ア 小地域ネットワーク活動の推進
 - (ア) 民生委員・児童委員との連携による福祉活動の推進
 - イ 住民参加による地域福祉活動の基礎組織や担い手づくり
 - (ア) 「福祉部会（総称）」（まちづくり団体毎）
 - (イ) 「福祉ネットワーク推進委員会」（行政区、民生委員児童委員担当区毎）
 - (ウ) 「福祉委員」（行政区毎）
 - (エ) 「見守り連絡員」
 - ウ 災害行動要支援者支援事業への協力
 - エ 要援護者等の情報の共有化とプライバシー保護の仕組みづくり
 - オ 当事者団体の組織化と活動の活性化

- カ 生活支援体制整備事業及び介護予防・日常生活支援総合事業の実施（新規）
 - （ア）生活支援コーディネーターによる地域づくり事業
 - （イ）協議体の設置
- キ 地域福祉活動計画の策定（新規）
 - （ア）推進委員会・策定委員会
 - （イ）各種団体のワークショップやワーキングチーム会議等
 - （ウ）福祉と健康を目指した、市民が安心・安全に暮らせるまちづくり
- ク 生活困窮者に対する相談支援事業（拡充）
 - （ア）フードバンク支援
 - （イ）こども食堂支援
- ④ 住民参加による地域福祉事業の推進
 - ア ふれあいいきいきサロン活動の支援
 - （ア）ふれあいいきいきサロン支援者養成講座の開催
 - （イ）ふれあいいきいきサロン運営費の助成及び立ち上げの支援
 - （ウ）校区ふれあいいきいきサロン連絡会議及び交流会の開催
 - イ 世代間・団体間の交流事業の実施
 - （ア）福祉サービス利用者と地域住民、保育園児及び小学校児童による「ふれあい田んぼ」
 - （イ）中学校生徒との福祉学習交流会事業
 - （ウ）福祉センター等を利用した子ども、しょうがい者、高齢者等多世代が交流できる事業の検討
- ⑤ 広報啓発活動の充実
 - ア やめ社協だよりの発行（年12回）
 - イ 社協ホームページの活用
 - ウ 社協事業パンフレットの活用
 - エ FM八女等メディアの活用
- ⑥ 福祉教育活動の推進（拡充）
 - ア 暮らしと福祉の講座の開催
 - イ 校区福祉のつどいの推進
 - ウ 福祉教育教材「ともに生きる」の活用促進
 - エ 福祉体験学習・講座の支援（小・中・高等学校等）
- ⑦ 関係機関（実務者等）との連携
 - ア 地域包括支援センターとの連携
 - イ 民生委員・児童委員、民生委員・児童委員連絡協議会活動への協力
 - ウ 福祉、保健、医療機関（実務者等）との連携
 - エ 社会福祉法人連絡会開催、活動支援（新規）
 - オ 災害時の相互協力協定
- ⑧ 各福祉事業（団体）の活動支援
 - ア 高齢者福祉事業の推進
 - （ア）老人クラブ連合会活動への協力支援
 - （イ）ひとり暮らし高齢者の会活動への協力支援
 - （ウ）在宅介護者の会活動への協力支援

- イ しょうがい者（児）福祉事業の推進
 - （ア）身体障害者福祉協会への協力支援
 - （イ）各福祉作業所への協力支援
 - （ウ）視覚障害者福祉協会活動への協力支援
 - （エ）聴覚しょうがい者協会への協力支援
 - （オ）精神障害者家族会への協力支援
 - （カ）当事者団体への協力支援
- ウ 母子寡婦福祉事業の推進
 - （ア）母子寡婦福祉会活動への協力支援
 - （イ）母（親）と子のつどい等母子・父子ふれあい事業への協力支援
- エ 青少年健全育成事業や児童福祉活動への協力
 - （ア）子ども会事業への協力支援
 - （イ）青少年健全育成事業への協力
- オ その他の福祉活動への協力支援
 - （ア）共同募金会八女市支会への協力
 - （イ）日本赤十字社八女市地区への協力
 - （ウ）八女市献血推進協議会への協力及び支援
 - （エ）民生委員・児童委員連絡協議会への活動支援
 - （オ）保護司会への活動支援
 - （カ）遺族連合会活動への協力
 - （キ）若年認知症の会への協力及び啓発活動
- ⑨ 日常生活自立支援事業（八女あんしんサポート事業）の推進
 - ア 専門員の配置
 - イ 福祉サービスの利用手続きや日常的金銭管理の支援
 - ウ コーディネート機能の強化
 - エ 処遇困難ケースについて協議する「ケース会議」の開催
 - オ 生活支援員養成講座の開催
 - カ 生活支援員研修会及び連絡会の開催
 - キ 日常生活自立支援事業を周知・徹底するための研究
 - ク 成年後見支援センター等の検討
- ⑩ 福祉資金貸付事業

低所得者世帯、高齢者及びしょうがい者世帯などへの資金の貸付を行うとともに、借受世帯の自立更正を促進

 - ア 生活福祉資金貸付業務（県社協からの事務委託）
 - イ 福祉貸付金の貸付業務
 - ウ 法外援護資金貸付業務
 - エ 委員会の開催
 - （ア）生活福祉資金調査委員会
 - （イ）福祉資金貸付委員会
- ⑪ 八女市コミュニケーション支援事業
- ⑫ 地域介護予防活動支援事業

- ア 介護予防のための専門指導士の派遣
 - (ア) 健康運動指導士の派遣
 - (イ) 歯科衛生士の派遣
 - (ウ) 栄養士の派遣
 - (エ) 認知症予防指導士の派遣
- イ 介護予防講演会の開催
- ウ 地域介護予防サポーター講座の開催
- エ 地域介護予防サポーターの派遣
- ⑬ 八女市介護人材バンク事業
- ⑭ 家計相談支援事業（生活困窮者自立支援事業）
- ⑮ 八女市生活支援体制整備事業
- ⑯ 八女市合同金婚式事業
- ⑰ ボランティアセンター活動推進事業
 - ア 広報啓発活動の充実
 - イ ボランティアコーディネート機能の強化
 - (ア) ボランティア活動についての相談、斡旋
 - (イ) 福祉活動に関するボランティア活動団体の登録整備
 - ウ ボランティアの育成及び各種講座の企画実施
 - ボランティア活動支援
 - (ア) 点訳活動推進の支援
 - (イ) 手話活動推進の支援
 - (ウ) 要約筆記ボランティア活動への支援
 - (エ) 音訳ボランティア活動への支援
 - (オ) 給食サービス等在宅福祉活動の支援
 - (カ) 布の遊具作成活動の支援
 - (キ) 八女市ふれあいサロン支援者の会（サロンティア）への支援
 - (ク) ふれあいいいきサロン地域支援団体への支援
 - (ケ) 生きがいデイサービスボランティア活動への支援
 - (コ) 傾聴ボランティア活動への支援
 - 各種ボランティア講座の開催
 - (ア) ボランティア入門講座の開催
 - (イ) 傾聴ボランティア養成講座の開催
 - (ウ) ニーズに応じたボランティア実践講座の開催（生活支援のためのボランティア講座）
 - (エ) 八女市ボランティア団体連絡会の開催
 - エ ボランティアセンターの運営強化
 - オ 災害ボランティアセンターの基盤整備
 - (ア) 災害ボランティアセンター運営支援者養成講座の開催
 - (イ) 災害ボランティアセンターマニュアルの見直し
 - (ウ) 災害時の相互協力協定団体との連携と研修会の開催（新規）
 - カ ボランティア登録の推進とボランティア保険の加入促進
 - キ 生活支援ボランティア活動の推進と組織化

- ク 外出支援ボランティア活動の実施
- ケ 住民参加型在宅福祉サービスに対する支援
- コ 買物等生活課題の把握

(3) 在宅福祉サービス部門

① 在宅福祉サービス事業

- ア 生きがいデイサービス事業の実施
- イ 高齢者生活支援ヘルパー派遣事業の実施
- ウ 給食（配食）サービス事業の実施
- エ 学童保育所の運営
- オ シルバーハウジングL S A派遣事業の実施
- カ 介護予防・日常生活支援総合事業の実施（新規）

② 介護保険事業及び介護予防事業

- ア 訪問介護事業・介護予防訪問介護事業の実施
- イ 通所介護事業・介護予防通所介護事業の実施
- ウ 居宅介護支援事業の実施
- エ 特別養護老人ホーム事業の実施
- オ 短期入所生活介護事業・介護予防短期入所生活介護事業の実施

③ しょうがい者福祉サービス事業

- ア 居宅介護事業の実施
- イ 地域生活支援事業の実施
- ウ 就労継続支援B型事業の実施

④ 葬祭事業

- ア 葬儀用祭壇の貸出事業の実施
- イ 霊柩車の運行
- ウ 会葬品等の斡旋

(4) 施設管理運営部門

① 八女市社会福祉会館の運営

② 八女市地域福祉センターの運営

③ 八女市黒木地域交流センター「ふじの里」の運営

- ア 地域交流センター利用促進のための送迎バスの運行
- イ 直売コーナーの運営

④ 八女市立花総合保健福祉センター「かがやき」の運営

- ア 総合保健福祉センター利用促進のための送迎バスの運行
- イ 食堂事業、売店事業の運営

⑤ 八女市高齢者生活福祉センターの運営

- ア 高齢者生活福祉センター居住部門の運営

⑥ 特別養護老人ホーム「ゆいのもり」の運営

⑦ 八女市星野総合保健福祉センター「そよかぜ」の運営

- ア 売店事業の運営
- イ 高齢者生活福祉センター居住部門運営

- ⑧ 授産所麻生園の運営
- ⑨ 星野自給肥料供給施設の運営